

湯河原町水道事業給水条例及び湯河原町下水道条例の一部を改正する
条例新旧対照条文

○湯河原町水道事業給水条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
（工事の施行） 第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。 3 <u>第1項</u>の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 （手数料） 第30条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認める申込者からは、申込後、徴収することができる。 （1） <u>第7条第1項</u>の給水装置工事事業者の指定をするとき 1件につき 10,000円 （2） （略） （6） （略）	（工事の施行） 第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、法第3条第5項に規定する水道事業者（本町を除く。）若しくは当該水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると町長が認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項本文</u>の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。 3 <u>第1項本文</u>の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 （手数料） 第30条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認める申込者からは、申込後、徴収することができる。 （1） <u>第7条第1項本文</u>の給水装置工事事業者の指定をするとき 1件につき 10,000円 （2） （略） （6） （略） 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	

○湯河原町下水道条例の一部改正（第２条関係）

現 行	改 正 後	備 考
(排水設備等の工事の実施) 第 6 条 排水設備等の新設等の工事は、別に規則で定めるところにより、排水設備等の工事に関し町長が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として、町長が指定した指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。	(排水設備等の工事の実施) 第 6 条 排水設備等の新設等の工事は、別に規則で定めるところにより、排水設備等の工事に関し町長が技能を有する者として認める下水道排水設備責任技術者（以下「責任技術者」という。）を選任する業者として、町長が指定した指定下水道工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長等の指定を受けた者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	